

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	廣 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	木 村 千 秋 君
11 番	後 藤 省 治 君	12 番	富 田 栄 次 君
13 番	栗 田 利 朗 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	片 岡 兼 男 君
総 務 課 長	北 村 嘉 彦 君	企画調整課長	藤 塚 康 孝 君
税 務 課 長	木 下 誠 司 君	健康福祉課長	小 川 裕 司 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	多 賀 靖 君
建 設 課 長	高 橋 伸 行 君	産 業 課 長	立 川 昭 雄 君
上下水道課長	太 田 宣 男 君	会計管理者兼 会 計 課 長	中 嶋 努 君
消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君	教 育 長	和 田 満 君
学校教育課長	水 野 忠 宗 君	生涯学習課長	木 全 豊 君

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 正 博	書 記	陸 田 友 彦
書 記	森 田 唯		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第93号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議第94号 垂井町公共施設整備基金条例の制定について

議第95号 垂井町森林環境譲与税基金条例の制定について

議第96号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

について

- (1) 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- (2) 垂井町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- (3) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- (4) 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- (5) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- (6) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (7) 垂井町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- (8) 垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

議第97号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

議第98号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

議第99号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正について

- (1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- (2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議第100号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について

議第101号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

議第102号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

議第103号 垂井町立幼稚園条例等の一部改正について

- (1) 垂井町立幼稚園条例の一部改正について
- (2) 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正について
- (3) 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第104号 垂井町営住宅条例の一部改正について

議第105号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

議第106号 防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結について

- 議第107号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第4号）
- 議第108号 令和元年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第109号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第110号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第111号 訴えの提起について
- 議第112号 訴えの提起について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより令和元年第 6 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から13日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、4番 若山隆史君、5番 藤埴理君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（後藤省治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 4 件、教育委員会からの報告が 1 件、監査委員からの検査結果の報告が 2 件、監査結果の報告が 1 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議第93号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議第94号 垂井町公共施設整備基金条例の制定について

議第95号 垂井町森林環境譲与税基金条例の制定について

議第96号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(1) 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について

(2) 垂井町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

(3) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

(4) 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

(5) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

- (6) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - (7) 垂井町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
 - (8) 垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 議第97号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議第98号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議第99号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - (2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議第100号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について
- 議第101号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議第102号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議第103号 垂井町立幼稚園条例等の一部改正について
- (1) 垂井町立幼稚園条例の一部改正について
 - (2) 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正について
 - (3) 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第104号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第105号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
- 議第106号 防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結について
- 議第107号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第4号）
- 議第108号 令和元年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第109号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第110号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第111号 訴えの提起について
- 議第112号 訴えの提起について

○議長（後藤省治君） 日程第2、議第93号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから議第112号 訴えの提起についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） それでは、議第93号から議第112号までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第93号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により創設されました一般職の会計年度任用職員に対する給与等について定めるものでございます。

次に、議第94号 垂井町公共施設整備基金条例の制定につきましては、将来予測される公共施設整備への財政負担に備えるため、既にある特定の施設整備を目的とした4つの基金を廃止し、公共施設の整備を目的とした基金を統合するに当たり、地方自治法第241条第8項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものでございます。

議第95号 垂井町森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、本町における森林整備及びその促進を図ることを目的に、国から交付される森林環境譲与税を財源とする基金を創設するため、地方自治法第241条第8項の規定に基づき必要な事項を定めるものでございます。

議第96号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、一般職の会計年度任用職員が創設されることに伴い、関係する条例の整備を行うため所要の改正を行うものでございます。

議第97号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議第98号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和元年8月7日付の人事院勧告に伴います国の対応に準じて期末手当の引き上げを行うため、所要の改正をお願いするものでございます。

また、議第99号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、議第97号、議第98号と同様、令和元年8月7日付の人事院勧告に伴います国の対応に準じて、給料表、勤勉手当等の見直しを行うため所要の改正をお願いするものでございます。

続きまして、議第100号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第101号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第102号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、子育て支援施策として子供の医療費を負担する保護者の経済的負担を軽減し、子供の保健の向上を図るため、乳幼児等に関する福祉医療費の助成対象者の年齢を15歳から18歳に引き上げるため、所要の改

正をお願いするものでございます。

議第103号 垂井町立幼稚園条例等の一部改正につきましては、表佐小学校留守家庭児童教室の保育実施場所を変更し、あわせて受け入れ対象学年について小学生全学年を対象とするため所要の改正を行うものでございます。

議第104号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、駒引町営住宅1戸の廃止に伴い所要の改正をお願いするものでございます。

議第105号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議につきましては、退職手当組合に加入している3つの組合が脱退することに伴い、岐阜県市町村職員退職手当組合同約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議第106号 防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結につきましては、防災行政無線設備更新を行うため、過日、事後審査型条件つき一般競争入札に付しましたところ、大垣市加賀野4丁目1番地の10、中央電子光学株式会社大垣支店、支店長 伊藤直樹が落札をいたしましたので、この者と3億360万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議第107号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億8,655万9,000円を追加し、予算総額を98億7,246万6,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものにつきましては、職員の異動、または給与改定に伴います人件費を補正するほか、総務費では、総務管理費におきまして臨時職員に係ります賃金につきまして増額の措置をいたしますとともに、マイキーID設定支援事務労働者派遣業務及び財務会計システム改修業務に係ります委託料をそれぞれ増額、またタウンプロモーション戦略計画策定業務に係ります委託料を減額措置いたしましたところでございます。

また、公共施設整備基金及び森林環境譲与税基金に係ります積立金をそれぞれ増額措置いたしました。

次に、戸籍住民基本台帳費におきましては、個人番号カード申請補助端末リースに係ります使用料及び賃借料につきまして増額措置を、また選挙費におきましては県議会議員選挙に伴います不用額の減額措置を行ったところでございます。

次に、民生費では、社会福祉費におきまして福祉医療費助成事業の年齢拡大に伴います需用費、役務費及び福祉医療システム改修業務に係ります委託料、介護保険特別会計への繰出金につきまして、それぞれ増額措置を行ったところでございます。

また、児童福祉費におきましては、子ども・子育て支援交付金など過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料、留守家庭児童教室に係ります需用費、使用料及び賃借料及び工事請負費につきまして、それぞれ増額措置を行ったところでございます。

次に、農林水産業費では、農業費におきまして、鳥獣被害防止総合対策事業に係ります報償費につきまして、増額措置を行いました。

土木費では、道路橋りょう費におきまして、県工事負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置を行っておるところでございます。

また、都市計画費におきましては、公共下水道事業特別会計への繰入金につきまして減額措置を行いました。

続きまして、教育費では、社会教育費におきまして、文化財保存修理事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしました。

以上、財源につきましては、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、繰越明許費につきましては、防災行政無線（同報系）設備更新事業に係ります経費につきまして、令和2年度に繰り越して実施することを追加してお願いいたすものでございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、垂井町土地開発公社が事業資金を借り入れた金融機関に対する債務保証を令和2年度まで、また道路整備事業につきましては、令和元年度から令和2年度までの債務負担行為をそれぞれお願いするものでございます。

続きまして、議第108号 令和元年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ944万6,000円を減額し、予算総額を8億9,935万4,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、公共下水道費におきまして、職員異動等に伴います給料、職員手当等及び共済費につきまして、減額措置を行いました。財源につきましては、繰入金を減額措置したところでございます。

次に、議第109号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,452万4,000円を追加し、予算総額を25億1,651万3,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、介護予防サービス計画作成業務に係ります委託料、ひとり暮らし老人等緊急通報装置の購入に係ります備品購入費につきまして、それぞれ増額の措置をお願いした次第でございます。

保険給付費では、介護予防サービス等諸費におきまして、介護予防居宅サービス給付費負担金、介護予防住宅改修費負担金、介護予防サービス計画給付費負担金及び特定入所者介護サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額の措置をお願いしたところでございます。

財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第110号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ146万7,000円を追加し、予算総額を3億5,386万4,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、諸支出金では繰出金におきまして、一般会計への繰出金につきまして増額措置をお願いしたところでございます。

なお、財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第111号及び議第112号 訴えの提起につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、町営住宅の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えの提起をするものでございます。

以上、細部につきましてはそれぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、ただいま上程されております中で条例関係でございます。議第93号、94号、96号から99号、101号、105号、106号につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議第93号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が創設されたことにより、当該職員に対する給与等について定めるものであります。

第1章、総則といたしまして、第1条、趣旨では、条例の趣旨といたしまして、会計年度任用職員の給与、費用弁償等について定めるものでございます。

第2条、給与では、第1項でフルタイムとパートタイム、それぞれの会計年度任用職員の給与の種類を、第2項では費用弁償については給与に含まれない旨を規定しております。

第2章といたしまして、フルタイム会計年度任用職員の給与でございます。

第3条、給料表では、第1項でフルタイムの会計年度任用職員の給料表は、常勤職員の給料表のうち別表1で定める範囲を準用する旨、第2項で級は別表2の基準により定める旨を規定しております。

第4条、職務の級及び号給の決定では、級及び号給は基準に従い任命権者が定める旨を規定しております。

第5条、給料の支給では、給料の支給方法について常勤職員の規定を準用し、また準用に伴い読みかえを行う旨を規定しております。

第6条、通勤手当では、常勤職員の規定に準ずる旨を規定しております。

第7条、特殊勤務手当では、常勤職員の規定に準じ、一定の職員については規則で定める手

当の支給はしない旨を規定しております。

第8条、給与の減額では、有給の休暇等を除き、勤務しない時間があった場合の給与の減額は常勤職員の規定に準じ、この場合の読みかえについて規定しております。

第9条、時間外勤務手当、第10条、休日勤務手当、第11条、夜間勤務手当では、それぞれ常勤職員の規定に準用するものとし、その運用に当たって読みかえをする旨を規定しております。

第12条、端数計算、第13条、勤務1時間当たりの給与額の算出では、常勤職員の規定を準用する旨を規定しております。

第14条、宿日直手当では、常勤職員の規定を準用するものとし、運用に当たって読みかえをする旨を規定しております。

第15条、期末手当では、第1項で常勤職員の規定に準用するとし、任期が6カ月以上の者に限り手当の率は100分の72.5とする旨、第2項で6カ月未満であっても同一年度内で更新等により6カ月以上となったときは支給の対象とする旨、第3項で6月の期末手当支給において当該年度の任期が6カ月未満であっても、前年度から継続し任用され任用の合計が6カ月以上となったときは支給の対象とする旨を規定しております。

第16条、期末手当の不支給等では、懲戒免職、刑事罰を受けた場合など、期末手当の不支給、一時差しとめについて常勤職員の規定を準用する旨を規定しております。

第17条、通勤手当等の支給方法では、通勤手当等の支給方法については常勤職員の規定を準用する旨を規定しております。

第3章、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償でございます。

第18条、報酬では、第1項で月額で報酬を定める場合の計算方法、第2項で日額で報酬を定める場合の計算方法、第3項、第4項で時間額で報酬を定める場合の計算方法について規定しております。

第19条、特殊勤務に係る報酬では、常勤職員の規定に準じ、一定の職員については規則で定める手当の支給はしない旨を規定しております。

第20条、報酬の減額では、月額または日額で報酬を定める場合、有給の休暇等を除き、勤務しない時間の報酬を減額することについて規定しております。

第21条、時間外勤務に係る報酬では、第1項で正規の勤務時間以外に勤務した場合に時間外勤務報酬を支給する旨、第2項で時間外勤務の割合について、第3項で週休日の振りかえを行った場合の勤務時間を超えて勤務した分の報酬の率、第4項で一月の時間外勤務が60時間を超えた場合の割り増しの率などを定める旨を規定しております。

第22条、休日勤務に係る報酬、第23条、夜間勤務に係る報酬では、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬を支給するため、それぞれの割り増し率を規定しております。

第24条、報酬の端数計算では、1時間当たりの報酬等の算定に当たり、端数処理について常勤職員の規定を準用する旨を定めております。

第25条、勤務1時間当たりの報酬では、1号で月額報酬の場合、2号で日額報酬の場合、3

号で時間額報酬の場合の算定方法について規定しております。

第26条、宿日直勤務に係る報酬では、第1項で宿日直勤務に対し報酬を支給する旨、第2項で報酬の額は常勤職員の規定を準用する旨、第3項で宿日直勤務は時間外勤務等に含まれない旨を規定しております。

第27条、期末手当では、第1項でパートタイム会計年度任用職員の期末手当は、第15条第2項及び第3項の規定を準用する旨を、第28条、期末手当の不支給等では、期末手当の不支給、一時差しとめに関する規定は常勤の職員に準ずる旨を規定しております。

第29条、報酬の支払い等では、第1項で報酬の支給対象期間を、第2項で採用時の報酬の起算日の扱いを、第3項で退職時の報酬の扱いを、第4項で月額報酬における日割り方法についてそれぞれ規定しております。

第30条、通勤に係る費用弁償では、パートタイム会計年度任用職員に対しましても常勤職員の規定の範囲内で通勤費に係る費用を弁償する旨を規定しております。

第31条、公務のための旅行に係る費用の弁償では、パートタイム会計年度任用職員が公務により出張したときは、常勤職員の旅費の例により費用を弁償する旨を規定しております。

第4章、雑則といたしまして、第32条、任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与では、職務の特殊性により任命権者が必要と認める場合は、町の規則で定める旨を規定しております。

第33条、口座振替の方法による給与の支給では、給与の支給は口座振替によることができる旨を、第34条、給与からの控除では、給与から控除できるものは常勤職員の規定を準用する旨を規定しております。

第35条、委任では、町の規則へ委任する旨を規定しております。

附則といたしまして、第1項で施行期日を令和2年4月1日としております。第2項で、期末手当の支給について現に在職する非常勤職員の在職期間を通算するとしております。3項で、給与改定については適用しないこととしております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議第94号 垂井町公共施設整備基金条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例は、将来予測されます公共施設整備の財政負担に備えるため、特定の施設整備を目的とした4基金を廃止し、公共施設整備基金に統合するに当たり、地方自治法第241条第8項の規定に基づいて、基金の管理及び処分に関し必要な事項について定めるものであります。

第1条、設置では、設置の目的を公共施設の整備に要する経費の財源とする旨を規定しております。

第2条、積み立てでは、基金の積み立てについて規定しております。

第3条、管理では、基金に関する現金の管理について規定しております。

第4条、運用益金の処理では、基金の運用から生じる収益の処理方法について規定しており

ます。

第5条、繰替運用では、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用できる旨を規定しております。

第6条、基金の処分では、基金を処分できる事業等を規定しております。

第7条、委任では、その他基金の管理に関し必要な事項は別に定める旨を規定しております。

附則といたしまして、第1項で条例の施行期日は公布の日から施行し、附則の第2項及び第3項の規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲において規則で定めるとするものがございます。第2項で、垂井町学校建築基金条例、垂井町福祉基金条例、垂井町環境衛生施設整備基金条例、垂井町庁舎建設基金条例を廃止する旨、第3項で、廃止された条例による基金の現金を垂井町公共施設整備基金に積み立てるとするものがございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議第96号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表1ページをごらんください。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係する条例の整備条例を制定するものであります。

第1条、垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員に対する休職の規定を整理するものがございます。

第4条に次の1項を加えるものがございます。法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「任命権者が定める任期に満たない場合」と、「3年を超えない限度」とあるのは「任命権者が定める任期を超えない限度」とするものがございます。

第6条第1項中「禁錮（こ）」を「禁錮」とする文言の整理を行うものがございます。

続きまして、第2条、垂井町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正では、減額対象となる給与について、パートタイム会計年度任用職員の報酬について定めるものがございます。

第6条中「月額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、これに相当する報酬の額。）」を加えるものがございます。

続きまして、第3条、垂井町職員の給与に関する条例の一部改正では、非常勤職員の給与に関する規定を整備するとともに、その他条文の整理をするものであります。

第3条第2項中「第21条の2第1項」を「第21条の2」に改め、第13条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、第16条の2中「勤務1時間当たりの給与額の100分の150、100分の125又は100分の25の額」を「勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤

務手当又は夜間勤務手当の額」に改めるものでございます。

第21条の2の条文をこの条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は別に条例で定めると改めるものでございます。

続きまして、第4条、垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正では、一般職の会計年度任用職員へ移行することに伴い、従来特別職としておりました職から会計年度任用職員に移行する職を削除し、あわせて報酬の支給日の規定を改めるものでございます。

第1条第18号、公民館長、第19号、公民館主事、第28号、社会教育指導員、第38号、交通指導員を削除し、第42号、カ、英語指導助手を削り、第53号、留守家庭児童教室指導員、第54号、教育相談員、第63号、まちづくりセンター員、第65号、施設管理嘱託員を削除し、第69号、地区まちづくりセンター長、第70号、地区まちづくりセンター員を削り、第2条第4項中「毎月20日以降にこれを支給し」を「毎月21日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日等でない日）に支給し」に改め、次に第5項とし「任命権者は、前2項の規定により難しい場合その他特に必要があると認めるときは、報酬の支給日を変更することができる」を加えるものであります。また、別表の当該箇所を削除するものであります。

続きまして、第5条、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員制度を導入するに当たり給料が支給される職員等についての規定を加えるものでございます。第5条に給料を支給される職員の規定を加えるものでございます。

続きまして、第6条、垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員が育児休業を取得した場合の勤勉手当、復職後の号給調整を対象外として部分休業の減額規定について整理するものでございます。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員を除く。）」を、第9条中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、第18条第2項中「（昭和25年法律第261号）」を削り、第20条に次の1項を加えるものでございます。

2項としまして、会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「場合には、給与条例第13条の規定にかかわらず」とあるのは「場合には」と、「同条例第17条に規定する」とあるのは「別に定める」とするを加えるものであります。

続きまして、第7条、垂井町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正では、地方公務員法の改正に伴い、条及び文言の整理を行うものでございます。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改めるものでございます。

続きまして、第8条、垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、人事行政の運営状況の公表にフルタイム会計年度任用職員を対象とするもので、第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加えるものでございま

す。

附則といたしまして、この条例の施行期日は令和2年4月1日とするもので、経過措置といたしまして、第5条の規定によります改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定については、この条例の施行期日以降に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用するとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議第97号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表9ページをごらんください。

本条例は、同一の条例の一部改正を2条に分けて行う方式をとらせていただいております。今回の条例改正につきましては、令和元年8月7日付の人事院勧告に伴います国の一般職給与改定に準じまして、議員各位の期末手当の支給割合を年0.05月引き上げ、年4.50月とし、また令和2年度以降は6月、12月の期末手当支給割合を同率とするものでございます。

それでは、条文の中身について説明させていただきます。

第1条によります改正でございます。

第5条第2項中、期末手当の支給割合についての規定でございますが、「100分の222.5」を「100分の227.5」に改め、12月支給分を0.05月引き上げるものでございます。

続きまして、第2条による改正でございます。

同じく第5条第2項中、期末手当の割合について、「100分の227.5」を「100分の225」に改めるものでございます。これは、第1条で令和元年度分について12月で0.05月を引き上げ4.50月としましたが、令和2年度分の改正であります第2条では、6月分、12月分とも同率の2.25月とし、年4.50月にさせていただくものでございます。

附則といたしまして、第1項、施行期日等の規定でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものとし、附則の2項では、第1条の規定による改正後の条例は令和元年12月1日から適用するものでございます。附則第3項では、改正前に支払われております期末手当は、改正後の期末手当の内払いとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議第98号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表10ページをごらんください。

先ほどの議第97号と同様に、この条例改正につきましても2条に分けて行う方法をとらせていただいております。また、内容につきましても議第97号と同じく期末手当の支給割合について、年0.05月引き上げて4.50月分とし、令和2年度以降は6月、12月分を同率といたすものでございます。

条文に入らせていただきます。

第1条による改正でございます。

第5条第2項の期末手当の支給割合の規定について、12月の割合であります「100分の222.5」を「100分の227.5」に改め、12月分について0.05月引き上げ、既に支給済みの6月分と合わせて年4.50月分とさせていただくものでございます。

続きまして、第2条による改正でございます。

同じく第5条第2項の期末手当の支給割合について、「100分の225」に改め、年4.50月とさせていただきます。

附則といたしまして、第1項、施行期日等につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものとしたし、附則の2項では、第1条の規定による改正後の条例は令和元年12月1日から適用するものでございます。附則第3項では、改正前に支払われております期末手当は、改正後の期末手当の内払いとするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

続きまして、議第99号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表11ページをごらんください。

この条例につきましては、4条に分けて行う方法をとらせていただいております。

改正の主な内容といたしましては、人事院勧告によります国の基準に準じ、給料表の引き上げ改定、一般職については第1条及び第2条で勤勉手当、特定任期付職員については第3条及び第4条で期末手当の0.05月分の引き上げ、住居手当の改定でございます。

条文に入らせていただきます。

まず、第1条による改正でございます。垂井町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第20条、勤勉手当の規定でございますが、第2項第1号では職員の勤勉手当の総額を算出するための率を議員、特別職の改正と同様、12月分について0.05月分引き上げ、100分の97.5に改めるものでございます。

次に、別表第1でございますが、行政職給料表については議案の8ページまで、新旧対照表は11ページから21ページまでのように改正するものでございます。初任給から30代半ば程度までの職員が在籍する号給の範囲の改定でありまして、最大で月2,000円の改定でございます。

続きまして、第2条による改定でございます。

第11条の2の住居手当に関する規定であります。第1項第1号、第2号では、対象となる家賃の下限を「1万2,000円」から「1万6,000円」へ4,000円引き上げるものでございます。第2項では4,000円の引き上げに伴い、手当算定の方法に係る家賃額、控除額等もそれぞれ「2万3,000円」を「2万7,000円」、「1万2,000円」を「1万6,000円」に4,000円引き上げ、

第2号イの「1万6,000円」を「1万7,000円」に改めることにより、住居手当の上限を「2万7,000円」から「2万8,000円」へ1,000円引き上げるものでございます。

第20条第2項第1号についてでございますが、勤勉手当の総額を計算するための率を「100分の95」に改め、6月分、12月分の期末手当・勤勉手当を合わせて年4.50月となるようにするものでございます。

続きまして、第3条、第4条は、垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例についての改正でございます。

まず第3条でございますが、第8条第2項中、特定任期付職員の期末手当の率について、12月を0.05月引き上げ100分の172.5とし、年3.4月とするものでございます。また、別表の給料表を改めるものでございます。

第4条の改正でございます。

第8条第2項ですが、特定任期付職員の期末手当について、6月、12月とも100分の170とし、年3.4月とするものでございます。

附則でございます。

第1項、施行期日等の規定でございますが、この条例は公布の日から施行いたし、ただし、第2条、第4条、附則第4項、第5項の規定につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、第1条、第3条の改正規定は令和元年4月1日から適用するものでございます。

第3項でございますが、第1条、第3条による改正前に支給された給与につきましては、改正後の給与の内払いとみなす規定でございます。

第4項は、住居手当に関する経過措置でございます。第2条の改正によりまして、住居手当が2,000円を超える減額となる職員に対しまして、令和3年3月31日まで経過措置を設けるものでございます。

第5項は、住居手当の改正に係る支給について規則へ委任するものでございます。

第6項は、本条例の施行に関する規則への委任規定でございます。

以上、よろしくお願いたします。

続きまして、議第101号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表32ページをごらんください。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたため、第6条第2項に引用しております法律名を改めるものでございます。

条文に入ります。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技

術を活用した行政の推進等に関する法律」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は改正する法律の施行日から施行するものとするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

続きまして、議第105号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議について、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表40ページをごらんください。

本件につきましては、岐阜県市町村職員退職手当組合加入団体であります中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が令和2年3月31日をもって脱退するため、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、所要の改正を行うものであります。

条文に入ります。

別表中、中濃地域農業共済事務組合及び東濃農業共済事務組合、飛騨農業共済事務組合を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和2年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いたします。

続きまして、議第106号 防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結につきまして、契約内容につきましての補足説明をさせていただきます。

議案書並びに添付の入札結果表をごらんください。

本契約は、工事の請負に係る予定価格が5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、防災行政無線（同報系）設備更新工事でございます。契約の方法は、事後審査型条件つき一般競争入札によります契約でございます。令和元年10月17日に入札公告を行い、10月29日の入札参加申請書の提出期限までに1者からの申請があり、入札書の受け付け期間を10月31日から11月5日までとし、11月6日に開札をいたし、入札参加資料を審査しましたところ入札参加資格を有していることが確認できましたので、落札者を決定したところでございます。落札額は2億7,600万円、消費税を含まない額でございます。落札者は中央電子光学株式会社大垣支店でございます。

この結果を踏まえまして、消費税を含めた契約金額を3億360万円とし、契約相手方を岐阜県大垣市加賀野4丁目1番地の10、中央電子光学株式会社大垣支店、支店長 伊藤直樹として、本契約の締結に係る議会の議決をお願いするものでございます。

完成期限につきましては、令和4年9月30日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願申し上げます。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

○企画調整課長（藤塚康孝君） それでは、議第106号 防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結につきまして、私からは工事の概要につきまして説明をさせていただきます。

防災行政無線（同報系）につきましては、現在、役場に親局を、町内の76カ所には子局を設置し、防災情報や生活情報など一斉放送によりまして住民の方に対し伝達を行っているところでございます。現在使用しています防災行政無線（アナログ方式）は、平成20年に操作卓を更新しましたが、子局におきましては導入後30年以上が経過し、機器の老朽化もあり、また今回、庁舎移転に当たり親局も新庁舎へ移設したことから、さらなる情報伝達の迅速化や効率化を図るためデジタル更新を図るものでございます。

まず親局設備につきましては、現在の操作卓を利用しましてデジタル化を図ります。当面の間は、既存のアナログ方式と新規のデジタル方式を併用して利用し、最終的にはアナログ方式を廃止することとしております。

次に、子局につきましては、従来型のトランペットスピーカーから広い範囲に明瞭に音を伝えることができるスリム型スピーカーを利用することによりまして、子局の数を76カ所から41カ所に削減し、また中継機能となります再送信子局をその中に3カ所設置し、電波の伝わりが弱かった箇所を補完することによりまして、現在と同じような音達範囲を確保したところでございます。

以上、防災行政無線（同報系）設備更新工事の概要説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 産業課長 立川昭雄君。

○産業課長（立川昭雄君） 私のほうからは、議第95号 垂井町森林環境譲与税基金条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、本条例の制定に至った経緯について説明させていただきます。

森林は、地球温暖化防止のみならず国土の保全や水源の涵養、災害防止など森林の有する公益的機能を発揮し、地域にさまざまな恩恵を与えております。一方で、昨今の山地災害の激甚化を初め、所有者や境界がわからない森林の増加、担い手の不足などが大きな課題となっているところでございます。

こうした中、本年4月1日に森林経営管理法が施行され、これまで適切な経営管理が行われていない森林につきまして、森林経営の効率化と森林管理の適正化の一体的な促進を図るため、市町村みずからが管理を行う森林経営管理制度が始まりました。あわせて、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、森林を支える仕組みとして森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が創設され、森林環境譲与税につきましては、本年度より新たに国から交付されることとなりました。

この森林環境譲与税の用途につきましては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされており、後年度にお

ける事業に要する費用に充てるために留保し基金に積み立てることが必要であることから、森林環境譲与税基金条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

議案書の1ページをごらんください。

本条例は、本則7条と附則から構成されております。

第1条は、当該基金条例の設置目的について規定しております。

第2条では森林環境譲与税を基金の原資として積み立てる額について、第3条は基金の管理についてそれぞれ規定しております。

第4条は運用益、いわゆる利息は一般会計に計上し、基金に繰り入れる旨を規定しております。

2ページに移っていただきまして、第5条では、財政上必要と認めるときは基金に属する現金を繰りかえて運用することができる旨を規定しております。

第6条では基金の処分について、第7条では委任事項についてそれぞれ規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議第95号について補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 税務課長 木下誠司君。

○税務課長（木下誠司君） 税務課の所管に係ります議第100号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書とあわせ、新旧対照表をごらんください。

なお、改正条文は3条立てとなっております。改正条例案の第1条は、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正するものであります。新旧対照表では25ページ以後となっております。

第36条の2中第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に第7項を加える改正規定につきましては、前年において支払いを受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個人の町民税に関する申告書を提出するときは、その記載事項の一部を一定の簡便な記載によることができることとするものであります。

第36条の3の2第1項及び第36条の3の3第1項の改正規定につきましては、給与所得者または公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、扶養親族等申告書にその旨を記載することとするものであります。なお、この単身児童扶養者という用語の意味につきましては、地方税法におきまして児童扶養手当の支給を受けている父または母のうち、事実婚も含め婚姻をしていないもの、または配偶者の生死の明らかでないものとされております。

第36条の3の3第2項及び第4項の改正規定につきましては、所得税法の一部改正により引用条項にずれが生じたことに伴います所要の改正であります。

第36条の4第1項の改正規定につきましては、第36条の2の改正により引用条項にずれが生じることに伴う所要の改正であります。

続きまして、改正条例案の第2条は、第1条と同じく垂井町税賦課徴収条例の一部を改正するものであります。新旧対照表では28ページ以後となっております。

第24条第1項の改正規定につきましては、子供の貧困に対応するため、前年度合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を個人の町民税の非課税の範囲に加えるものであります。

次に、制定附則の改正であります。

附則第15条に第5項を加える改正規定につきましては、電気軽自動車などの三輪以上の軽自動車のうち自家用の乗用のものについて、令和3年度中に取得した分については令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、令和4年度中に取得した分については令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り税率のおおむね75%を軽減するものであります。

附則第15条の2第1項の改正規定につきましては、附則第15条の改正により引用条項にずれが生ずることに伴う所要の改正であります。

続きまして、改正条例案の第3条ですが、平成30年に制定されました垂井町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。新旧対照表では29ページ以後となっております。

第48条の改正規定中、所要の文言を整備するとともに、同改正規定に第13項から第17項までの5項を加える改正規定であります。

平成30年度税制改正におきまして、資本金が1億円を超える法人の町民税につきましては、納税申告書の提出を電子的に行うことが義務づけられ、令和2年4月以後に開始する事業年度から適用されることとなったところであります。これに伴いまして、電気通信回線の故障、災害などの理由により電子的な方法による納税申告書の提出が困難な場合においては、この電子申告義務を解除し、電子的な方法によらずに納税申告書を提出することができることとする電子申告義務の宥恕措置を定めるものであります。

続きまして、この改正条例の附則であります。

第1条で施行期日を令和2年1月1日といたしております。ただし、本則第3条の規定の施行期日は公布の日、本則第2条中第24条の改正規定及び附則第3条の規定の施行期日は令和3年1月1日、第24条の改正規定を除きます本則第2条及び附則第4条の規定の施行期日は令和3年4月1日といたしております。

次に、第2条及び第3条では、町民税に関する経過措置を定めております。

第2条第1項では、改正後の町民税の申告に関する規定については令和2年度以後の年度分の申告書を提出する場合について適用するもの。第2項及び第3項では、改正後の扶養親族等申告書に関する規定については令和2年1月1日以後に提出する申告書について適用する旨定めております。

第3条では、単身児童扶養者に係る非課税措置については、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用する旨定めております。

第4条では、軽自動車税に関する経過措置を定めており、改正後の軽自動車税の種別割の税

率の特例に関する規定については、令和3年度以後の年度分について適用する旨定めております。

以上、議第100号の補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第102号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、子育て世代への支援対策として、来年4月より乳幼児に係る福祉医療費の助成対象の年齢を引き上げ、保護者の経済的負担を軽減するとともに、乳幼児の保健の向上を目的に条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の内容について御説明させていただきます。

議案書とあわせまして、新旧対照表の33ページをごらんください。

初めに、第2条の定義規定の改正につきましては、乳幼児に係る助成対象者の年齢を「15歳」から「18歳」に改めるものでございます。また、第2条での対象年齢の引き上げに伴い、第1条及び第2条並びに第3条及び第3条の2のただし書きで使用します字句を「乳幼児」から「乳幼児等」に改めるものでございます。

次に附則であります。第1項では、この条例の施行日を令和2年4月1日から、また第2項及び第3項の規定は公布の日からといたしております。

第2項では、この条例による改正後の規定については福祉医療費助成対象者への受給者証の交付申請等必要な準備行為をこの条例の施行日前に行うことができることといたしております。

また、第3項では、垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の別表第1及び別表第2において引用します乳幼児の医療に関する規定について、今回の改正にあわせ字句の整理を行うものでございます。

以上、健康福祉課所管に係ります議第102号についての補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、議第103号 垂井町立幼稚園条例等の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の条例に係る3つの条例のうち垂井町立幼稚園条例につきましては、学校教育課の所管でございますが、関連するものでございますので一括して私から説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、留守家庭児童教室の対象児童年齢を小学校4年生から6年生までに拡充するとともに、小学校に併設する表佐幼稚園園舎を留守家庭児童教室として活用するため、それぞれ所要の改正をお願いするものであります。

それでは、条文について御説明をさせていただきます。

議案書とあわせまして、新旧対照表の36ページをごらんください。

初めに、第1条の垂井町立幼稚園条例の一部改正につきましては、幼稚園の名称及び位置を定める第2条の表において、垂井町立表佐幼稚園の位置を列記しておりました垂井町表佐942番地の1を削除し、垂井町表佐1506番地（垂井町立表佐保育園内）のみに改めるものです。

続きまして、第2条の垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正につきましては、教室の名称及び位置を規定する第2条の表において、表佐小学校留守家庭児童教室の位置を表佐小学校体育館、垂井町表佐940番地から現幼稚園舎の位置、垂井町表佐942番地の1に改めるものであります。

次に、入室の資格を規定しております第4条では、第1学年から第4学年までを削除し、学年の制限を外すものであります。

次に、第7条は指導員について規定しておりますが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまで町長が委嘱しておりました嘱託指導員を廃止し、文言の整理を行うものであります。

次に、保育料を規定しております第8条につきましては、保育料自体を改めるものではございませんが、表で示していた保育料を項立てにし、夏季休業日の定義を加えるものであります。

続きまして、第3条の垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、保育所の名称及び位置を定める第2条の表において、垂井町立表佐保育園の位置から垂井町表佐942番地の1（垂井町立表佐幼稚園内）を削除し、垂井町表佐1506番地のみに改めるものであります。

附則といたしまして、第1項では、この条例の施行期日を令和2年4月1日から、また第2項の規定は公布の日からといたしております。第2項では、垂井町留守家庭児童教室の入室の申請・承認などの必要な準備行為をこの条例の施行日前に行うことができると規定するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

○建設課長（高橋伸行君） 私からは、建設課所管に関します議案、議第104号、議第111号、112号の3件の補足説明をさせていただきます。

まず、初めに議第104号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてでございます。

議案書及び新旧対照表39ページをごらんください。

今回の改正の要旨は、駒引町営住宅の用途廃止に伴い、管理戸数を1戸減ずるものでございます。この駒引町営住宅は、昭和43年、44年に木造戸建て住宅40戸を建設し、当時の人口増に伴う住宅需要に対応してまいったところでございます。しかしながら、当該住宅は築50年を超過し老朽化が著しく、国土交通大臣が定める耐用年数30年を超えていること、また現在では民間を含め本町における住宅ストックは充足状態であることなどから、これまでに平成14年度から空き家となった住宅を取り壊し、現在管理戸数13戸となっているところでございます。

このようなことから、これまで入居者に対し払い下げ希望を募っておりましたところ、このたび1名の入居者から買い受け申し込みがございましたので、用途廃止の上、譲渡処分を行う

ものでございます。

改正条例の第3条でございますが、設置についての規定でございます。第1項の表、駒引町営住宅の項中の「13戸」を「12戸」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。

以上が議第104号 垂井町町営住宅条例の一部改正についての補足説明でございます。

続きまして、議第111号、議第112号の2件の訴えの提起についてでございます。

今回の町営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いを求める2名に対しましては、これまで町営住宅家賃等滞納整理事務処理基準に基づき、督促・勧告・明け渡し請求を実施して納付を促してまいったところでございますが、履行されず、いずれも納付意識に欠け、全く誠意が見られないため、岐阜地方裁判所大垣支部に住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いを求め、訴訟を提起するものでございます。

初めに、議第111号でございます。

1といたしまして、被告となるべき者の住所、氏名でございますが、議案書に記載のとおりでございます。

2としまして、請求の趣旨は(1)としまして、被告が入居している町営住宅の明け渡しの期限の翌日から明け渡しに至るまでの家賃等に相当する額の損害金の支払いを求めるもの。(2)が滞納家賃等及びこれに対する延滞金の支払いを求めるもの。(3)が訴訟費用は被告の負担とし、(1)及び(2)について仮執行の宣言を求めるものでございます。

3といたしまして、訴訟遂行の方針は(1)が弁護士を訴訟代理人と定めるもの。(2)が第1審判決の結果必要がある場合は上訴するものとし、被告が上訴または反訴した場合は応訴する。第2審判決の場合も同様とするというものでございます。

次に、議第112号でございます。

1の被告となるべき者の住所、氏名は、議案書記載のとおりでございます。

2の請求の趣旨及び3の訴訟遂行の方針は、先ほどの議第111号と同様でございます。

以上、2件の訴えの提起についての補足説明でございます。建設課所管に関します議案は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） しばらく休憩いたします。

再開は10時35分といたします。

午前10時22分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、補足説明を求めます。

総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、一般会計補正予算の説明をさせていただきますが、その前に、申しわけございません。先ほど議第99号の附則のところ、第2項の施行期日を令和元

年4月1日と申しましたが、議案書のとおり平成31年4月1日でございます。訂正させていただきます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、議第107号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書をごらんください。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,655万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億7,246万6,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の10ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、職員の異動等に伴いまして、給料495万円、職員手当等260万円、共済費255万円の減額補正をお願いするものでございます。また、賃金におきまして、臨時職員を増といたしましたので、賃金100万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目6 企画費、国のマイナポイントを活用した消費活性化策によりマイキーID設定支援体制の整備といたしまして国庫補助金を活用することとし、88万円の増額と当初予算に委託料においてお願いをいたしましたタウンプロモーション戦略計画策定につきまして、職員において企画・計画を立案するというところにいたしましたところ、600万円の減額とさせていただきます、委託料差し引き512万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目7 電算管理費でございます。会計年度任用職員制度の導入に向けました地方自治法の改正により、節7 賃金が廃止になり、現行の節8 から節28までを繰り上げることにいたします。この対応に係ります委託料385万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目11 財政調整基金費でございます。条例部分で説明させていただきました基金の統廃合によります公共施設整備基金1億7,804万7,000円の増額を、森林環境譲与税基金は間伐や人材育成、担い手の確保等、森林整備促進に要する費用の財源に充てるための基金でありまして、321万4,000円の増額で、合計1億8,126万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2 徴税费、目1 税務総務費、職員の異動等に伴いまして給料47万9,000円、職員手当等133万7,000円、共済費55万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、職員の異動等に伴いまして給料150万円、職員手当等30万円、共済費40万円の増額補正をお願いするものでございます。また、個人番号カードの発行促進の目的で申請補助端末をリース導入することといたしまして、使用料及び賃借料で1万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項4 選挙費、目6 県議会議員選挙費、県議会議員の選挙が無投票でありましたことから、報酬83万3,000円、職員手当等308万9,000円、報償費24万7,000円、需用費56万1,000円、役務費35万4,000円、委託料41万6,000円、使用料及び賃借料3万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、職員の異動等に伴いまして給料58万3,000円、職員手当等99万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目 4 福祉医療費、福祉医療費助成に関する条例の一部改正にもありました18歳までの医療費無料化の準備のために、需用費 8 万5,000円、役務費 5 万2,000円、委託料74万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目10介護福祉費、介護保険特別会計への一般事務費繰り出しと介護給付費負担金繰り出しのため、繰出金193万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、平成30年度子ども・子育て支援交付金、国県交付金が確定し、既交付額が超過となったため返還するものでございます。償還金、利子及び割引料で119万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

留守家庭児童教室費におきまして、教室移転等に伴いまして、国庫補助を活用いたしまして修繕料89万円、対象児童数の増によりまして賄材料費40万円、送迎タクシー利用の増によりまして使用料及び賃借料14万6,000円、教室移転に伴います改修工事等に伴いまして、国県補助金を活用いたしまして、工事請負費210万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費でございます。職員の異動等によりまして、給料140万円、職員手当等80万円、共済費20万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項 2 清掃費、目 1 清掃総務費、職員の異動等によりまして給料130万円、職員手当等40万円、共済費20万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、給与改定によりまして給料 1 万8,000円、職員手当等20万5,000円、共済費12万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目 2 農業総務費、職員の異動等によりまして給料153万8,000円、職員手当等89万2,000円、共済費40万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目 3 農業振興費、豚コレラの蔓延防止を目的に鳥獣被害防止総合対策事業といたしまして、国県補助を活用いたしまして報償費で41万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費でございます。職員の異動等によりまして給料70万円、職員手当等90万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、職員の異動等によりまして給料160万円、共済費40万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項 2 道路橋りょう費、目 3 道路新設改良費でございます。県道赤坂垂井線ほか 4 路線に係ります県工事の施工によりまして、町の負担分といたしまして負担金、補助及び交付金で 2,650万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費、職員の異動等によりまして職員手当等36万

3,000円、共済費20万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目4公共下水道費、公共下水道事業特別会計におきまして人件費が減となりますことから、一般会計からの繰出金が減となりますため、繰出金944万6,000円減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費でございます。給与改定等によりまして、職員手当等38万2,000円、共済費1万2,000円、増額補正をお願いするものでございます。

次に、項4幼稚園費、目1幼稚園費、給与改定によりまして、給料で7万円、共済費3万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項5社会教育費、目4文化財保護費、文化財の保存修理事業といたしまして、負担金、補助及び交付金で26万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目6文化会館費、職員の異動等によりまして給料220万円、職員手当等50万円、共済費30万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目10タリイピアセンター費、職員の異動等によりまして給料10万8,000円、職員手当等23万6,000円、共済費28万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項6保健体育費、目1保健体育総務費、職員の異動等によりまして給料10万7,000円、職員手当等8万5,000円、共済費1万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。7ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、項4森林環境譲与税でございます。森林経営管理制度の遂行に要する財源の確保のため、国が市町村に対して譲与するものでございまして、321万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款14国庫支出金、項2国庫補助金、総務費国庫補助金で個人番号カード利用環境整備事業として88万円、児童福祉費国庫補助金で放課後児童の健全育成事業として51万8,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款15県支出金、項2県補助金、児童福祉費県補助金で国庫補助と同様に放課後児童健全育成事業といたしまして51万8,000円、農林水産業費県補助金で鳥獣被害防止対策事業として41万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3委託金でございます。県議会議員の選挙費委託金で553万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款18繰入金、項1特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計からの繰入金といたしまして146万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2基金繰入金、学校建築基金804万6,000円、福祉基金9,301万5,000円、環境衛生施設整備基金7,329万2,000円、庁舎建設基金369万4,000円、合計の1億7,804万7,000円を取り崩しまして、全額公共施設整備基金とするものでございます。

続きまして、款19繰越金、項1繰越金703万4,000円の増額補正をお願いするものでございま

す。こちらで収支の均衡を図ったものでございます。

20ページから給与費明細書が添付されております。お目通しをお願いいたします。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、第2条、繰越明許費でございます。

第2表をごらんください。

防災行政無線のデジタル化の更新及び屋外拡声子局の再編に伴いまして、防災行政無線（同報系）設備更新事業といたしまして1億1,540万円を翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第3条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によるものでございます。垂井町土地開発公社が事業資金を借り入れた金融機関に対する債務保証に係る債務負担行為といたしまして、期間は令和2年度、限度額は12億円に利子を加えた額としております。また、道路整備事業に係ります債務負担行為としましては、期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は1,500万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

○上下水道課長（太田宣男君） 私からは、上下水道課が所管いたします議第108号 令和元年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、職員の異動に伴います人件費の減額補正をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ944万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,935万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをごらんください。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費でございますが、人事異動に伴いまして、節2給料で140万円、節3職員手当等で60万円、節4共済費で50万円の減額。

また、目3浄化センター費におきましても、節2給料で276万8,000円、節3職員手当等で303万9,000円、節4共済費で113万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、5ページをごらんください。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金で944万6,000円の減額といたしまして、繰入金により収支の均衡を図る次第でございます。

なお、7ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願い

たします。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第109号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,452万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億1,651万3,000円とするものでございます。

最初に、歳出についてでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをごらんください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、要支援認定者が見込み数より増加していることから、介護予防サービス計画作成業務について節13委託料81万8,000円を、またひとり暮らし老人等緊急通報装置を新たに購入するための費用として、節18備品購入費25万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費でございますが、本年9月までの実績をもとに見込み額を積算しましたところ、一部の給付費について予算額に対し不足する見込みとなりましたので、それぞれ節19負担金、補助及び交付金の増額をお願いするものでございます。

初めに、目1介護予防サービス給付費につきましては、要支援の方が訪問系サービス並びに通所系サービスを受けたときの給付費387万円でございます。

次に、目3介護予防住宅改修費につきましては、要支援の方が自宅の浴槽やトイレなどの改修、また手すりの施工をした際の給付費117万円でございます。

次に、目4介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援の方が地域包括支援センターから指定介護予防支援を受けたときに介護予防サービス計画費が現物給付される際の給付費133万円でございます。

次に、同じく款2保険給付費、項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費につきましては、低所得者が施設サービスを利用する場合、施設利用が困難にならないよう住居費、食費に関し負担限度額を超えた分につきましては、支給する給付費が予算額に対し不足する見込みとなりましたので、節19負担金、補助及び交付金708万円を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページをごらんください。

歳入につきましては、国・県・町・被保険者それぞれにおいて負担する割合が決められておりますので、これらのルールにのっとり予算を計上させていただいております。

初めに、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分につきましては、介護給付費に係る国の負担分として給付費の居宅分について20%、施設分について15%、236万3,000円を増額するものでございます。

次に、同じく款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分につきましては、市町村間の保険料の格差を調整するため交付されるもので、給付費の3%、40万3,000円を増額するものでございます。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、給付費の27%、363万2,000円を増額するものでございます。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分につきましては、介護給付費に係る県の負担分として、給付費の居宅分について12.5%、施設分について17.5%、200万9,000円を増額するものでございます。

次に、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分につきましては、介護給付費に係る町の負担分として給付費の12.5%、168万1,000円を増額するものでございます。

また、同じく目2事務費等繰入金、節1事務費等繰入金につきましては、ひとり暮らし老人等緊急通報装置について25万6,000円を増額するものでございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金につきましては、歳入歳出予算の均衡を図るため336万2,000円を増額するものでございます。

次に、款11諸収入、項3雑入、目3雑入、節3受託金につきましては、介護予防サービス計画費収入で81万8,000円を増額するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、住民課が所管いたします議第110号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,386万4,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをごらんください。

歳出から説明をさせていただきます。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金、節28繰出金で146万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。平成30年度におきまして、一般会計から繰り入れました事務費と保健事業費につきまして精算を行い、超過となりましたものを一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、歳入、5ページでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で146万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） お諮りします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第93号から議第112号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前11時06分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 若 山 隆 史

会議録署名議員 藤 墳 理

